

小児用肺炎球菌ワクチン接種についての説明書

小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種は、法律に基づいて受ける定期接種です。この説明書をよく読んで理解し、十分に医師から説明を受けたうえで予防接種を受けてください。

〔接種対象年齢〕

接種時点で大牟田市の住民である生後2か月～5歳未満の者

〔接種スケジュール〕

1回あたり0.5mIを皮下又は筋肉内に接種します。

（1）初回接種の開始が生後2か月～7か月未満【接種回数 4回】

初回接種：27日以上の間隔で3回接種

追加接種：初回接種終了後、60日以上あけて1歳以降（標準的には1歳以上1歳3か月未満）に1回

（2）初回接種の開始が生後7か月～1歳未満【接種回数 3回】

初回接種：27日以上の間隔で2回接種

追加接種：初回接種終了後、60日以上あけて1歳以降に1回

（3）初回接種の開始が1歳以上2歳未満【接種回数 2回】

60日以上の間隔をあけて2回

（4）初回接種の開始が2歳以上5歳未満【接種回数 1回】

1 予防する病気

◆肺炎球菌感染症

健康な子どもの10人に2～3人は、鼻やのどの中に肺炎球菌をもち、細菌が空気の通り道にくっつき、全身に広がります。これらの菌がなんらかのきっかけで進展すると、細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎といった病気を起こします。骨髄炎をきたした場合には2%の子どもが亡くなり、10%に難聴、精神の発達遅滞、四肢の麻痺、てんかんなどの後遺症を残すと言われています。

2 ワクチンの有効性

肺炎球菌は90以上の血清型に分類されていますが、現在日本で使用されている肺炎球菌結合型ワクチンは、主な15種類の血清型の肺炎球菌による「侵襲性肺炎球菌感染症」の予防に効果があります。

3 ワクチンの副反応

注射した場所が赤くなったり、はれたりすることはよく起こり、約50～60%のお子さんにみられます。これらの局所反応は軽く、自然に回復します。全身的な副反応として、発熱(38℃以上)、機嫌が悪くなるなどが、約50%認められます。食欲がなくなる、うとうとするなどが、約10～20%認められます。

接種後、まれに蕁麻疹が認められることがあります。

4 予防接種を受ける前に

（1）一般的注意

気にかかることやわからないことがあれば、予防接種をうける前に担当の医師に質問しましょう。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。保護者が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

（2）予防接種を受けることができない方

ア. 明らかに発熱している方（通常は37.5℃以上の場合）

イ. 重い急性疾患にかかっている方

ウ. このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドによってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応）をおこしたことがあ

る方

エ. その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

ア. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方

イ. 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方

ウ. 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方

エ. 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方

オ. このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある方

カ. 血小板減少症、凝固障害のある方、抗凝固療法を施行している方

キ. 妊婦または妊娠している可能性がある女性。及び授乳中の女性。

(4) 接種を受けた後の注意事項

ア. 接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーを含む重度のアレルギー反応がおこることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。

イ. 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

ウ. 接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は速やかに医師にご相談ください。

エ. 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。

オ. 接種当日は激しい運動は避けてください。

5 副反応が起こった場合

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることもあります。予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、体調変化が現れた場合は、速やかに接種した医師（医療機関）の診察を受けてください。予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づき、国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

<問合せ>

大牟田市保健福祉部保健衛生課 電話:0944-41-2669